

11 県外からの出願の手続

(1) 県外小学校在籍者で県立中学校に出願する場合は、6 出願手続等の(1)に示した必要書類等を出願先の県立中学校長に提出すること。

なお、その際は、事実を証明できる次の書類等のうちいずれか一つを添付すること。

関係証明書類	転勤により転居する場合
	<ul style="list-style-type: none">・ 転勤予定証明書（保護者の勤務先が発行するもの）・ 転居先が明確なもの（賃貸契約書等）・ その他県内への転居予定を証明できる書類
	家屋新築（購入）等により転居する場合
	<ul style="list-style-type: none">・ 建築確認通知書（建築工事契約書）の写し又は売買契約書（登記簿謄本）の写し
	その他の事情による場合
	<ul style="list-style-type: none">・ 上記に準じて客観的事実を証明できる書類

(2) 出願に当たっての必要な書類は、志願先の県立中学校長に請求すること。